

議第154号

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし，第9条から第14条までを1条ずつ繰り下げ，第8条の次に次の1条を加える。

(前払式利用券)

第9条 指定管理者は，必要があると認めるときは，前払式利用券を発行することができる。

2 前払式利用券の交付を受けようとする者は，指定管理者に対し，その券面額からその2割に相当する額の範囲内の額を割り引いて指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

前払式利用券の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。